

～ 事業に関する疑問や質問を Q&A 方式にまとめました ～

### 《利用できる人について》

Q 1 : この制度を利用できる人の条件は何ですか？

A : 市内に居住し、住民登録をしている人で、市税を滞納しておらず、市の条例に規定する暴力団関係者でない人が対象となります。また、市外から定住を目的とした場合も対象となります。この場合は Q 2、Q 3 を参照してください。

Q 2 : 備前市へ移住を目的として空き家をリフォームする場合は対象となりますか？

A : 備前市に移住することを目的とした場合は、実績報告までに助成対象住宅に住所を登録する予定者を含みます。

Q 3 : 最近、備前市へ引っ越ししてきたのですが、市税の納期が到来していません。何か別の書類が必要ですか？

A : 必要ありません。

Q 4 : 市税とは何ですか？

A : 市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税をいいます。

Q 5 : 自分が住んでいる住宅は、老人施設にいる父親名義となっておりますが、対象となりますか？

A : 対象となりますが、同意が必要となります。

Q 6 : 共有名義の場合は、申請者はどうなりますか？

A : 共有名義の場合でも、その住宅に住んでいる方のどなたかが申請者となります。

Q 7 : 親名義の住宅に同居している子が申請者になることはできますか？

A : 対象となりますが、同意が必要となります。

### 《申請について》

Q 8：申請受付期間はいつからいつまでですか？

A：申請の受付期間は、2026年5月1日から2026年9月30日まで、予算がなくなり次第終了です。申請に当たっては、2026年11月6日までにリフォーム工事を完了させてください。

Q 9：受付の時間は何時から何時までですか？

A：受付時間は、土・日・祝日を除く平日 午前8時30分から午後5時15分までです。

Q 10：申請窓口はどこになりますか？

A：市役所（本庁舎）3階の企画課が窓口となります。

Q 11：土曜日もしくは日曜日に受付をしていただけますか？

A：市役所の閉庁日（土曜日・日曜日・祝日）には受付できません。

Q 12：申請書類には、何が必要ですか？

- A：・交付申請書(様式第1号)
- ・対象住宅概要書（住宅の全景写真）（添付様式1）（※写真は日付のあるもの）
  - ・リフォーム工事内容が分かる図面
  - ・工事施工箇所現況写真（施工予定箇所全て）※写真は日付のあるもの
  - ・各工事内容と金額が分かる見積書の写し（一式表記は不可）
  - ・施工業者遵守事項同意書 です。

Q 13：建築業者に申請を依頼したいと思いますができますか？

A：建築業者に申請を依頼しても構いませんが、委任状（任意様式）を添付していただきます。

Q 14：リフォーム工事を予定していますが、申し込みの予約はできますか？

A：申し込みの予約はできません。書類を整備した上で申請してください。

Q 15：いつからリフォームの工事を始めたらよいですか？

A：市からの交付決定通知後にリフォーム工事に取り掛かってください。交付決定前に取り掛かった工事については、補助の対象と認められませんので、ご注意願います。

Q16： 8月頃にリフォームに取りかかろうと思うのですが、5月の申請受付開始にあわせ早い段階で申請してもよいですか？

A：2026年11月6日までに完了するリフォームであれば、早い段階での申請をしていただいてもかまいません。

Q17：何回でも補助を受けることができますか？

A：同一年度での申請は、1回限りです。また、2026年度にリフォーム補助交付を受けた物件は、その後5年間は補助対象になりません。

Q18：郵送でも申請できますか？

A：郵送では受付できません。お手数ですが、窓口へ申請書類を持参してください。

Q19：工事の途中に変更や中止が生じた場合はどうしたらよろしいですか？

A：変更承認・中止申請書を速やかに提出してください。なお、施工途中で対象工事費が増額となった場合でも、交付決定額(申請時点での額)を上回ることはできませんのでご注意願います。

Q20：年齢要件で補助上限額が違いますが、申請者は一番若い人をするべきですか？

A：市が世帯者の年齢構成を確認しますので、一番若い方を申請者にする必要はありません。

Q21：何年か前に移住しましたが、移住者扱いになりますか？移住者の年齢要件は？

A：これから本市に移住する方が移住者という定義にしています。また、移住者には年齢要件を付していません。

## 《対象となるリフォームについて》

Q22：どのような工事が対象となりますか？

A：建築業者が行うリフォームで、建築後1年以上経過している住宅が対象となります。住宅の修繕、補修、一部改築、増築などの工事で、50万円以上のリフォームが対象となります。

Q23：自分が所有する賃貸住宅は、リフォームの対象となりますか？

A：対象となりません。この事業は、申請者が居住する住宅のリフォームに対しての補助が目的です。

Q24：消費税は対象となりますか？

A：消費税を含めた工事費が対象となります。

Q25：外構工事は対象となりますか？

A：住宅のリフォームを対象としていますので、外構工事(門扉、ブロック塀、車庫、倉庫、物置、ウッドデッキ、擁壁等)は、対象となりません。

Q26：ベランダ・バルコニーは対象となりますか？

A：下部に住居が存在するベランダ・バルコニーの防水工事は対象となります。なお、ベランダやバルコニーの新設や撤去工事は対象となりません。また、サンルームなどエクステリアの設置・撤去も対象になりません。

Q27：住宅の取り壊し費用も対象となりますか？

A：リフォームにかかる部分については対象となります。取り壊しのみは対象となりません。

Q28：電化製品等の購入は対象となりますか？

A：例えば、エアコン、テレビ、電気温水器、照明器具、防犯ライト・防犯カメラ、テレビアンテナ、IHクッキングヒーター、食洗器、ウォシュレットなどの購入及び機器の取替のみといった単独工事やそれら機器の交換・据付を組み合わせただけの工事は対象となりません。

Q29：自分でするリフォームは対象となりますか？

A：対象となりません。建築事業者等が施工するリフォームが対象です。

Q30：リフォームに要する経費には、設計費も対象となりますか？

A：設計費は対象となりません。

Q31：補助の対象部分と対象外部分がある場合は、見積書を分ける必要がありますか？

A：対象外部分がわかるように分けてください。対象部分の工事費が消費税を含め50万円以上であることが条件です。

Q32：床材の張替時にシロアリ駆除を行う場合は対象となりますか？

A：床材の張替に伴う白アリ駆除は対象となりますが、シロアリ駆除単独は対象となりません。

Q33：二世帯住宅のトイレ、台所、浴槽など2カ所ずつある場合、それぞれ別に補助を受けることができますか？

A：二世帯住宅は1つの住宅なのでそれぞれで補助を受けることはできません。本申請においては、1つの住宅、1つのリフォーム工事として、合算した工事費で見積書の提出をお願いします。

Q34：新築は対象となりますか？

A：対象となりません。

Q35：すでに着工しているリフォームは、対象となりますか？

A：対象となりません。市からの交付決定通知後に着手した工事が対象となります。

Q36：この制度のほかに市の他の補助制度との併用はできますか？

A：介護保険による住宅改修、高齢者住宅の改修に対する助成、障害者に対する助成、建築物の耐震化診断に対する助成及び木造住宅の耐震化工事に対する助成、浄化槽設置に対する助成、ゼロ・カーボンシティ促進補助金等で、その補助の対象となる工事費は、この制度の対象工事から除きます。

Q37：独立した店舗、会社等の事務所をリフォームする場合は対象となりますか？

A：独立した店舗、会社等の事務所のみでのリフォームは対象となりません。ただし、店舗や事務所等との併用住宅の場合は、申請者の居住部分及び共用部分は対象となります。

Q38：併用住宅の認められる部分、あるいは認められない部分を詳しく教えてください。

A：併用住宅には申請者の方が居住する居住部分と、店舗や事務所等の非居住部分がございます。さらに、玄関や、屋根、台所などさまざまな共用部分も考えられ、一概には申し上げられません。申請の際に聞き取りさせていただき、居住部分のリフォームはもちろん対象となりますが、非居住部分のリフォームと見なされる場合は対象となりませんのでご了承ください。

## 《建築業者等について》

Q39：市内建築業者とはどのような業者ですか？

A：備前市に本社若しくは本店を有する法人又は住所を有する個人事業者で、建築工事関連の業務を営んでいる業者をいいます。

Q40：施工していただく建築業者を紹介してもらえますか？

A：市では、特定の業者を紹介することはできません。

Q41：個人事業主が施工しても補助が受けられますか？

A：個人事業の開業届を提出している個人事業主の施工の場合は、補助を受けることができます。

Q42：リフォーム代金を分割して支払う場合は対象となりますか？

A：代金を全額支払っている方が対象となります。未払いがある場合は対象となりません。ただし、ローン会社経由で施工業者に全額代金を払っている場合は対象となります。

Q43：契約書を結ばない工事だったので、契約書が無いのですが大丈夫ですか？

A：特に契約書は必要ありません。見積書の写し(施工内容や積算内容がわかるもの)でかまいません。

## 《実績報告について》

Q44：11月6日までにリフォームが完成しません。どうしたらよいですか？

A：12月7日までに実績報告書を提出していただくことが条件となっております。それまでに実績報告書を提出することが困難な場合は、中止届を提出してください。

Q45：実績報告はいつまでに提出すればよいですか？

A：リフォーム完了後30日以内に提出してください。

Q46：実績報告書類は何が必要ですか？

A：・実績報告書(様式第5号)  
・リフォーム工事請求明細書の写し

- ・リフォーム工事代金領収書の写し
- ・対象工事完了写真（添付様式）（※写真は日付のあるもの）

Q47：この制度の申請をしたところ税込50万円以上であり、工事内容も補助の対象となっていました。工事が終わって請求書を見たら税込49万円でした。この場合はどうなりますか？

A：税込50万円未満ですと、補助を受けることはできません。工事費用が上記以上であることが条件です。見積もり段階で補助対象金額以上であっても、実際の工事費用が下回った場合は対象となりませんのでご注意願います。

### 《その他》

Q48：電子地域ポイントはいつもらえて、どこで使えますか？

A：実績報告書を提出後、市が審査した後に電子地域ポイント額を確定・付与します。その電子地域ポイントは、登録されている市内の店舗のみで使えます。

Q49：リフォーム補助の対象工事範囲が分かりにくいのですが？

A：建物の経年劣化や住む人の生活様式の変化に対応するための修理・工事をして長く住んでいただくことを目的にしています。リフォーム補助の範囲は詳細な内容・図面を確認しないと判断ができかねます。古くなった電化設備の更新のみの工事や外壁・内装の模様替えといった工事、車庫や物置、テラス等住居に付随する施設や設備等の工事は補助の対象になりませんのでご注意ください。

Q50：リフォーム補助で付与される電子地域ポイントを同じ工事の代金に充当することはできますか。

A：できません。